

5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項

〔1〕都市福利施設の整備の必要性

（1）都市福利施設整備の現状と必要性

美術館、柿衛文庫、工芸センター、演劇ホール、音楽ホール、文化会館（いたみホール）、図書館（ことば蔵）等、個性と魅力ある都市福利施設の整備が進められてきたが、現時点では、単独で機能している場合が多く、広域からの集客があるにもかかわらず、その波及効果が他の公共施設や中心市街地全体に及んでいない状況である。

また、地域内においても市民の“たまり”となる交流の場が少なく、施設相互の利用や利用者の交流の場が求められている。

そこで、「ことば文化都市伊丹特区」の推進のもと、文化施設の連携を図ることにより、文化の香り高いまちづくりを進めるとともに、整備された文化交流拠点を活用していくことにより、中心市街地内を人々が回遊し、にぎわいへとつなげていくことが必要である。

また、保育施設の整備を推進し、子育て層のまちなか居住や回遊性の向上を図っていく。

（2）フォローアップの考え方

当該施設整備事業について、毎年度末に事業スケジュールに合わせて、進捗状況を調査し、進捗状況が芳しくない場合には、庁内プロジェクトチームで協議を行い、事業促進のための措置を講じる予定である。

〔2〕具体的事業の内容

（1）法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

（2）①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 図書館交流事業 【内容】 市民、図書館職員による交流事業 【実施時期】 平成24年度～	伊丹市	前計画により中心市街地に移転整備された新図書館（ことば蔵）は貸出サービスだけでなく、交流ゾーンを設けて事業を実施しており、文部科学大臣が表彰する「子どもの読書活動優秀実践図書館」に選ばれた。 今後も「英語で子育て交流会」や「子ども作文教室」など子育て世代も対象にした事業を中心に展開していくとともに周辺施設とも連携し、回遊性の向上を図る。 これは、中心市街地の活性化に寄与する事業である。	【支援措置】 ・中心市街地活性化ソフト事業 【実施時期】 平成28年4月～令和4年3月	区域内

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業
該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業
該当なし

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 やわらぎ保育園開設（認可保育事業）	民間事業者	市内の待機児童の解消を図るとともに、JR伊丹駅周辺において認可保育事業を実施し、通勤する人の利便性に寄与することで、近隣集客拠点、まちなか居住を推進し、商業機能の底上げを図ることが出来るなど中心市街地の活性化に必要な事業である。		保育所等整備交付金・平成27年度
【内容】 認可保育所の設置				
【実施時期】 平成28年度				
【事業名】 イタミ・サン保育園開設（小規模保育事業）	民間事業者	市内の待機児童の解消を図るとともに、阪急伊丹駅周辺において小規模保育事業を実施し、子育て層のまちなか居住を推進するなど中心市街地の活性化に必要な事業である。		保育対策総合支援事業費補助金・平成27年度
【内容】 小規模保育事業の実施				
【実施時期】 平成28年度				
【事業名】 文化施設連携事業	いたみ文化・スポーツ財団、伊丹市	本市の中心市街地にある個性的で特色ある文化施設において、統一パンフレットの作成など連携した情報発信や社会教育施設（図書館等）や中心市街地商店街等とのタイアップやスタンプラリーの実施など、有機的な連携を図る。 これは中心市街地の活性化に必要な事業である。		
【内容】 ホール等文化施設の有機的連携				
【実施時期】 平成20年度～				
【事業名】 ジュエリー展示・販売事業	伊丹阪急駅東商店会、リータ商店会など	工芸センターが実施しているジュエリーカレッジ修了生による、お酒をテーマにしたジュエリーなどの手作りジュエリーを商店街やイベントで展示・販売することにより、文化施設と商業施設の連携を図る。 これは来街促進やまちの魅力創出につながり、中心市街地の活性化に必要な事業である。		
【内容】 工芸センターと商店街のコラボ				
【実施時期】 平成27年度～				

6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

〔1〕 街なか居住の推進の必要性

（1） 街なか居住の現状と必要性

中心市街地内では、本市の都市圏への交通利便性の高さから、駅周辺を中心として、特に若いファミリー層を対象とした集合住宅の整備が民間企業により進められているところである。

しかしながら、競合する周辺都市への人口流出も見られており、今後ますます都市間競争が厳しくなるなかで、本市では、シティプロモーション事業、まちなみ景観整備促進事業など中心市街地内の街なか居住施策を積極的に展開するとともに、本市の新たな魅力付けに重点をおいた事業展開を図ることが有効であると考えられる。

そのため、「ことば文化都市伊丹」を掲げた都市ブランドイメージの向上を図り民間企業による一層の住宅整備を誘導することにより、より魅力的な街なか居住を推進していくことが必要である。

これらの都市条件の中で、民間による居住推進事業は、中心市街地の活性化に必要な事業であり、本基本計画に位置付ける。

（2） フォローアップの考え方

毎年度末に居住人口の動向等の確認を行い、必要に応じて事業実施の検討等を実施する。

〔2〕 具体的事業の内容

（1） 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

（2） ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

該当なし

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 分譲マンションバリアフリー化推進事業 【内容】 バリアフリー改修の費用助成 【実施時期】 平成 17 年度～	伊丹市	分譲共同住宅の階段等に手すりや段差解消のスロープを設置するなど、共用部分のバリアフリー化を実施した場合、管理組合に対し、費用を助成する。 これは転入を促し、都市力を増進させるため、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【支援措置】 社会資本整備総合交付金（地域住宅計画に基づく事業（地域住宅政策推進事業）） 【実施時期】 平成 18 年度～	
【事業名】 分譲マンション管理セミナー事業 【内容】 マンション管理・運営問題をテーマとしたセミナー開催 【実施時期】 平成 14 年度～			【支援措置】 社会資本整備総合交付金（地域住宅計画に基づく事業（地域住宅政策推進事業）） 【実施時期】 平成 18 年度～	
【事業名】 （仮称）空き家活用支援事業 【内容】 市内への転入者に対して一定期間空き家となっている中古住宅の改修費用を補助する事業 【実施時期】 令和 3 年度～			【支援措置】 ・社会資本整備総合交付金（地域住宅計画に基づく事業（地域住宅政策推進事業）） 【実施時期】 令和 3 年度～	

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 民間賃貸住宅ストック活用事業	伊丹市	市営住宅整備基準に適した優良な民間賃貸住宅の空き家を借り上げ、市営住宅として提供する。市営住宅の公設公営から民設公営へと転換していく。 これは転入を促し、都市力を増進させるため、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【支援措置】 公的賃貸住宅家賃対策調整補助金	
【内容】 優良な市営住宅の供給			【実施時期】 平成 28 年度～	
【実施時期】 平成 28 年度～				

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 宮ノ前2丁目分譲マンション建設事業 【内容】 高層分譲マンションの建設事業 【実施時期】 平成28年度	民間事業者	区域内の近隣商業地域に11階建の分譲マンションを建設し、まちなか居住を促進する。 これは、中心市街地の活性化に必要な事業である。		
【事業名】 伊丹3丁目分譲マンション建設事業 【内容】 高層分譲マンションの建設事業 【実施時期】 平成28年度	民間事業者	区域内の近隣商業地域に10階建の分譲マンションを建設し、まちなか居住を促進する。 これは、中心市街地の活性化に必要な事業である。		
【事業名】 伊丹1丁目分譲マンション建設事業 【内容】 分譲マンションの建設事業 【実施時期】 平成28年度	民間事業者	区域内の商業地域に7階建の分譲マンションを建設し、まちなか居住を促進する。 これは、中心市街地の活性化に必要な事業である。		
【事業名】 西台1丁目分譲マンション建設事業 【内容】 分譲マンションの建設事業 【実施時期】 平成28年度	民間事業者	区域内の商業地域に8階建の分譲マンションを建設し、まちなか居住を促進する。 これは、中心市街地の活性化に必要な事業である。		
【事業名】 西台3丁目分譲マンション建設事業 【内容】 分譲マンションの建設事業 【実施時期】 平成28年度	民間事業者	区域内の商業地域に5階建の分譲マンションを建設し、まちなか居住を促進する。 これは、中心市街地の活性化に必要な事業である。		

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 三世代同居・近居促進事業 【内容】 三世代家族の形成促進事業 【実施時期】 平成28年度～令和2年度	伊丹市	三世代家族の形成を促進し、高齢者の孤立を防ぐとともに「親・子・孫の絆」の再生を図ることを目的として、子世帯の転入を促し都市力を増進させる。 これは中心市街地の活性化に必要な事業である。		
【事業名】 まちなみ景観整備促進事業 ※再掲 【内容】 景観条例に基づいたまちなみ景観の促進 【実施時期】 昭和59年度～	伊丹市	兵庫県的一般市で初めて景観条例を制定した本市では、景観条例に基づいた落ち着いたまちなみ景観を形成することにより、交流人口の増加及び来街者の回遊性の向上を図る。そのため、中心市街地活性化に必要な事業である。		
【事業名】 シティプロモーション事業 【内容】 総合的、戦略的にまちの魅力発信 【実施時期】 平成27年度～	伊丹市	対象を子育て世代に特化した「住みたいまち伊丹」、清酒文化を伝える「清酒発祥の地伊丹」など、ターゲットを絞った、戦略的なシティプロモーションを強力に推し進め「まちの魅力」を増進し、それを「戦略的・効果的に」発信する。 これは転入を促し、都市力を増進させるため、中心市街地の活性化に必要な事業である。		